

# シンガポールにおける下からの民主化の可能性

山本 隆史

## 目次

### 序章

#### 第 1 章 アジアの民主主義とシンガポールの民主化

##### 第 1 節 民主化と開発型民主主義論の提唱

##### 第 2 節 民主主義異質論と人権

##### 第 3 節 アジアの市民社会論とシンガポールの市民社会

#### 第 2 章 政治体制と民主化

##### 第 1 節 政府党体制

##### 第 2 節 Lee Kuan Yew から Goh Chok Tong へ

却The Next Lap 1991 (開かれた統治スタイルへの変更) 却

#### 第 3 章 政治制度と民主化 - 選挙制度を中心に -

##### 第 1 節 90 年代以降の選挙戦

##### 第 2 節 グループ代表選挙区 (GRCs) 制の現状と課題

#### 第 4 章 市民社会と社会運動の可能性と限界

##### 第 1 節 国民主導の政治参加

##### 第 2 節 政府主導の国民の政治参加拡大

#### 終章 Lee Hsien Loong の統治スタイルと民主化の行方

## 序章

本研究は、シンガポールにおいて民主化要求を内包した市民社会が成長しているという想定にたつて、下からの民主化の可能性がどこまでありうるかを検討することを目的とする。

1990年、31年間という東南アジアに限らず世界的にもまれな長期政権を率いてき

たシンガポール建国の父リー・クアンユーが首相から退いた。彼は、驚異的な経済発展と都市国家建設を、独自の民主主義観による自由の制限と社会共同体の強調を通じて成し遂げた。開発優先の政策によって形成された政権党と官僚の強固な一体化は、議会の行政チェック機能や民意を反映する選挙制度という民主主義の姿を二次的なものとし、政治アクターとしての政党の力は制度的にも実質的にも制限されることになった。

このため、民主化運動の噴出によって、抑圧的政治体制に対して市民社会からの異議申し立てがアジア各地において活発化するなかでも、シンガポールでは民主化に関する関心は高まらず、下からの民主化が行われる可能性はほとんど皆無とされてきた。

しかし、ゴーン政権による開かれた統治スタイルへの転換に伴い、上からの民主化は段階的に実施され始めている。背景には、民主化要求を自制してきた「国家依存型市民社会」の中においても、自立した市民社会とより民主的な体制を求める人々が現れつつある状況がある。

これらを念頭に置きつつ、本論では、シンガポールの開発体制の変動あるいは変容を、内外からの民主化要求による影響、人民行動党内部の変容、国民の政治参加の可能性と限界、リー・シェンロン<sup>1</sup>の統治スタイル<sup>2</sup>の四つの要素から検討する。そのために、多元的な民主的政治参加が形成されていく可能性と限界を最近の選挙の動向から分析するとともに、NGO活動などの実状を追うことで、「国家依存型市民社会」の行方を考察する。

## 第1章 アジアの民主主義とシンガポールの民主化

### 第1節 民主化と開発型民主主義論の提唱

世界的な民主主義の「第三の波」<sup>1</sup>を受けて、アジア諸国でも新たな国家目標として民主化が掲げられるようになったことで<sup>2</sup>、アジア諸国を民主主義の枠組みから分析する様々な議論が氾濫している。

アジア諸国における民主主義論の展開において、アジア的独自性を評価する学者は、「アジア型民主主義」(Asian Style Democracy)をどう位置づけているのだろうか。ネーハールは、「アジア型民主主義」とは、欧米諸国という民主主義と権威主義が混在する体制を意味するとし、その内容として、パトロン・クライアント共同体関係、個人的依存関係、権力の維持、一党優位性、介入主義国家を挙げた上で、アジア社会は欧米型の自由民主主義をそのまま受け入れる用意が整っていない段階にあるとしている<sup>3</sup>。これに対して、シンガ

ポール研究の第一人者であるチャン・ヘンチーは、アジア諸国の民主主義は一つの方向性を持たず多種多様であり、欧米型の民主主義とは違う独自の「アジア民主主義」(Asian Democracy)を形成しているとする。そして、個人的権利よりも社会全体が優先される共同体社会の強調、国民の権力依存型の文化、強固な一党優位体制、官僚主義に支えられた強い国家という権力に対する伝統的価値観や政治体制によって独自の民主主義が形成されたことをその特徴として挙げている<sup>4</sup>。また、経済成長を独自の正統性原理として強調し、共同体型民主主義に至ったとする主張<sup>5</sup>もある。

このような、アジア諸国を対象とした民主化に関する議論が90年代に活発になった背景には、シンガポールのリー上級相とマレーシアのマハティール首相による「開発型民主主義論」の提唱がある<sup>6</sup>。この理論の特異性は、「自由の制限」と「社会共同体の強調」にあり、そこでは開発と強い国家が強調されている<sup>7</sup>。

しかし、今後とも「開発型民主主義」が欧米の民主主義に対抗する概念として維持されていくのだろうか。ハンチントンも、シンガポールは世界の高度経済国の中で権威主義的儒教国として例外的地位を確立したが、建国の父と呼ばれたリーが政治の舞台から引退してもこの状況が続くのか疑問視する<sup>8</sup>。リー自身も、「私と同僚が作り上げたこの政治システムは、次世代もほぼ形を変えずに機能するだろうか？それは疑わしいと私は思う」<sup>9</sup>と述べている。実際、既にゴー新政権は従来のトップダウン式の強権的な政策運営から開かれた統治スタイルへと変化を打ち出しており、新たな統治スタイルへの模索が行われている。

だが、他方で、一党優位体制の存続に関してゴー首相は、「安定したシステムとは、広範な国民を代表する主流の政党(PAP)が存在するシステムであり、周辺領域に深刻な問題関心を持つ少数の政党が存在するとしても、それらは幅広く意見を掌握することは出来ず一部の利益を代表するために、主流が常に選出される。シンガポールにおいて、そのような状況の下で我々が終焉を迎えたとしても、弁解はしない」<sup>10</sup>と述べており、それほど多くの選択肢は存在せずに、PAP主導の体制が大前提であると考えていることは疑いようが無い。

## 第2節 民主主義異質論と人権

今日、人権問題は、民主化の推進に伴って国際関係上の重要な課題となっている。欧米諸国が人権概念の普遍性を主張するなか、アジア諸国では人権異質論が主張され、そこでは欧米の個人主義に立った概念をただちに持ち込むことは出来ない<sup>11</sup>。この

理論の中心に「シンガポール学派」と総称される、リー・クアンユーを筆頭とするシンガポールの閣僚、学者や役人達がいる。彼らの主張は、主に5つの論点から成る<sup>12</sup>。欧米諸国の批判する諸問題は内政問題である。人権よりも国家主権が優越する。発展段階が両者で違う。「西欧」と「東洋」の文化的な差異から、普遍的な人権概念はアジア諸国に不適切である。欧米の人権論者が経済、社会、文化面の権利よりも市民権や政治的権利の重要性を強調していることは問題切である。アジア諸国が、民族的な多様性や経済基盤の弱さなどを背景に、経済発展の継続による国民の「生存権」の確保を緊急の課題としていることが伺える。シンガポールが強調する「国民共有価値 (Shared Values)」<sup>13</sup>という国家イデオロギーはこの典型例である。

まさに、シンガポールの対米外交における二元政策は、このような主張を反映している。そこでは、外資導入を中心とした経済分野、軍事演習を通じた安全保障協力分野においては対米依存関係を構築する一方、国内の政治体制や反対勢力の抑圧、人権を巡る議論に関しては「アジアの民主主義異質論」を掲げ、国内問題への介入を全面的に阻止する外交政策が実施されているのである。

この「シンガポール学派」の主張を、アマルティア・セン (Amartya Sen) は、痛烈に批判する。彼は、急速な経済発展の促進のために基本的な市民的・政治的権利を与えない厳しい政治体制を擁護してきたリー理論が、きわめて幼稚で経験的な証拠のみに支えられているとしている。総合的な国家間の比較からは、権威主義的な体制が実際に経済成長を助長する証拠がほとんどなく、経済成長は厳しい政治体制よりも好ましい経済環境の問題だという<sup>14</sup>。またハンチントンも、民主主義に適した社会的、経済的、外部的要因のみでは十分でなく、政治的指導者が部分的自由化のような方策を進んで講じる必要があり、リー・クアンユーよりもはるかに手腕の無い政治指導者でも、もし彼が望めば、民主主義を生み出すことが可能であるという<sup>15</sup>。

汚職の有無が決定的な要素であることをもっと重視する必要があるとしても、両者の「シンガポール学派」に対する批判は、リー理論が一定の経済発展を成し遂げた実績からのみ正統化された理論であることを示している。

「シンガポール学派」のマーブパー二のように、経験的な成長の成果を背景とした「リック・イーストの勧め」<sup>16</sup>を主張する一方で、台湾や韓国の民主化の流れから国際社会の圧力が高まり、欧米との共通の価値観を受け入れざるをえない状況を意識した「和解的道」 (Pacific Way)<sup>17</sup>を示す者も出てきた。

### 第3節 アジアの市民社会論とシンガポールの市民社会

90年代、途上国における民主化推進の原動力として市民社会は注目を集め、アジア諸国でも、支配的な市民社会形成論である「経済成長→中産階層の台頭→市民社会形成→民主化の担い手」<sup>18</sup>という流れを裏付ける形での民主化が、韓国や台湾においてある程度まで実現している。

シンガポールの市民社会の政治的役割に関して、ロダンやロピソンを中心としたオーストラリアの研究者達は、経済成長によって出現した中間層である「新富裕層」(new rich)の政治意識が多様で、経済の自由化やグローバル化には同調するものの、必ずしも自国の権威主義体制に批判的ではなくむしろ保守的であるため、市民社会が国家に従属し自由な活動が制限されても積極的な批判を行わないことを指摘している<sup>19</sup>。その上で、政府が政治的脅威や団体活動に対して選別的に法的な抑圧を加える能力を有し、国家が市民社会の一部を徐々に取り込む「国家コーポラティズム」が形成されたことで、国民の政治参加過程の限定化が生じていることに注目している<sup>20</sup>。

また岩崎も、市民社会の形成について、経済成長によって中産階層が増大しその一部が社会運動に参加しているものの、国家が市民社会の形成に否定的なため、大部分は保守的な態度にあるとしている。このため、アメリカ型理解の市民社会が限定的であり多元化していないことから、民主化への道は相当な時間を要する<sup>21</sup>。また田村も、アジア諸国の民主化運動の影響を受けて国民の政治意識が高まるほど、国民生活に対する政府の影響が広範囲に拡大し、「下からの民主化」が行われる可能性はきわめて小さいと主張する<sup>22</sup>。

このように、シンガポールにおける「下からの民主化」、すなわち、民主化の中心的な担い手として市民社会が強い国家に真っ向から対立する可能性に関しては、否定的な主張が目立つ。

これに対して筆者は、権力者の民主主義観の変容と国民の民主化要求が同時に生じていると考える。既に、民主化を意識している指導者と民主化要求を自制してきた市民社会が相互に依存し合う状況下で、長期的な経済発展とそれを実現した汚職のない現体制の存在の必要性という共通の利益に支えられた「国家依存型市民社会」が形成されている。そして、後に検討するように自発的 NGO の活動や世論調査から民主化要求が急速に高まっており、現段階では、大きな政治勢力として民主化を要求してはいないが、政治権力者の価値観に対する不信感と中・長期の不況が生じれば、「下からの民主化」を起こす可能性があるという想定に立つ。

## 第2章 政治体制と民主化

### 第1節 政府党体制

#### （1）人民行動党によるヘゲモニー政党制の確立

独立後のシンガポールの権力構造においては、政党とエリート官僚が政府の中央に位置し、特に政党によって権力が占有されてきた<sup>23</sup>。リー首相は、「PAP が政府であり、政府は PAP である。私はこのことに何の弁解もしない」<sup>24</sup>と、政党と政府の一体化を認めている。このため、シンガポールの政治研究者は自国の政治体制を一党支配体制から分析している<sup>25</sup>。また岩崎は、政治体制の際立った特徴として、ヘゲモニー政党制<sup>26</sup>の典型であること、支配政党である PAP と政府機構の一体化<sup>27</sup>を挙げている。

政党の役割は、「参加を組織化し、利益を集合し、社会勢力と政府とを連絡するもの」<sup>28</sup>として重要である。しかし、シンガポールにおいては、政党（PAP）が国家（政府）と一体化して社会（国民）を統治・管理する組織となり、本来の役割を果たしていないのである。

総選挙の動向（1955～2001年）（表1）は、シンガポールにおける政党制の変遷過程を、4段階に分類している<sup>29</sup>。

多党制期（1948～1961年）= 植民地支配からの解放によって政治運動が高揚し、多くの政党が競い合う状況下で、イギリス植民地政府に近い保守政党の進歩党（Progressive Party）が支配的地位を占めたが、多数派である華僑・華人集団を基盤とした PAP 等の左派政党が台頭する。

二党制期（1961～1965年）= 政権党となった PAP 内部で英語教育の穏健派グループと共産系グループが対立する。後者の基盤である労働組合、学生組織など華僑・華人集団の大衆組織に対抗するため、同党と政府が一体化し、政府の行政組織が活用される。そして、政府によって、共産主義系勢力が主導権を握るシンガポール労働組合会議の登録が抹消され、新たに全国労働組合評議会（National Trades Union Congress）が設立され、PAP と NTUC の共同体制が確立される。

ヘゲモニー政党制絶対期（1965～1980年）= 65年の分離独立を契機に、最大の対抗政党であった社会主義戦線が崩壊し、PAP が国会全議席を獲得する。同党による政権党の立場を利用した野党の抑圧に加え、独立後間もない国家に必要な政治的安定と経済発展の緊急性から、一党支配体制が強化される。

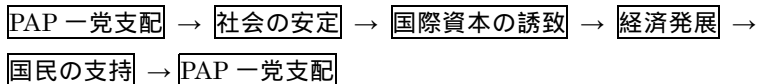
ヘゲモニー政党制相対期(1981~1992年) = 驚異的な経済発展により、中産階層の出現や社会の世代交代から、80年代に入ると PAP の「ヘゲモニー支配」「管理政治」に対する不満が徐々に表面化し、野党政党が台頭する。

この分類に加えて筆者は、92年の補欠選挙を契機に、ヘゲモニー政党制絶対期への回帰(1992~2001年)段階に入ったと考える。91年の総選挙での野党の躍進にも関わらず、92年補欠選挙では、野党内の対立の表面化と PAP の国民生活と関連した選挙戦術の徹底によって、PAP の短期的な戦略が成功した。それに続き、97年総選挙では PAP の得票率が16年ぶりに上昇し、2001年総選挙においては、80年代に迫る70%以上の支持率を獲得し、絶対期への回帰期に至っているからである。

## (2) シンガポールの開発体制モデル

フィースは、第三世界諸国の政治体制の類型化を行った論文で、リー体制を「抑圧的開発政治体制」に分類している<sup>30</sup>。リー体制の効率的・迅速な開発行政が、政権党の強権化、野党の弱体化を生じさせ、反対勢力は国内治安維持法などの法体系によって抑圧されているという。

この点に関して、田村は、住宅・教育・文化・言語・経済活動など国民の日常生活のあらゆるレベルを政府が管理し反対勢力の台頭を抑える一党支配維持のための法体系と共に、政治体制のモデルとして、政治的安定ゆえに社会の安定があり、ゆえに国際資本の誘致が可能になり、ゆえに経済発展が達成されるという構造を提案している<sup>31</sup>。



これは、リー政権の経済社会開発が、徹底した外資依存型の工業化パターンと、計画的な住宅開発である点を重視したモデルである。

また岩崎は、シンガポール政治体制を、経済開発が最大の国家目標となった経済開発至上主義、経済開発を最も合理的に遂行するため、国家が社会のあらゆる領域を管理、

開発行政にあらゆる社会分野のエリートを総動員する切という特質から、「開発」が単に経済領域だけでなく政治、社会を規定する国家原理となつて、国家のあらゆる領域の正当性原理となつているとして、「開発主義国家」と位置づけている<sup>32</sup>。

さらに、藤原は、政府と一体となつた与党 PAP 下の政治体制を「政府党体制」と定義し、「組織・人員・財政支出において、行政機構のリソースを排他的に利用し、行政機構との区別がつかなくなった政党」である政府党が政権を掌握し、「政党間の競合から政治権力の

掌握が事実上脱落した政治体制」が、シンガポールを始めマレーシア、インドネシア等の長期安定政権においてみられるとしている<sup>33</sup>。藤原は、選挙を通じての政権の交替がなくなり、権力を独占する政権党の固定化によって非権力集団に属する人々は実質的に権力を獲得する方法が制限されていることに注目している。筆者はこの分析が、シンガポールの政治体制の特徴を最も捉えていると考える。

これらの分析に加えて、憲法制度を「民主化」の視点から考察した山内は、国是的価値である「経済発展」を中心的視座に置き、それを堅持することに価値を見いだす「一党支配的権力構造」から排除されていた種々の価値を復権させようとする体制不満型エネルギーとしての「民主化要求」を体制内に包摂して憲法改正を行うという基本構図を指摘し、その価値序列に、「第1順位 経済発展」「第2順位 一党支配」「第3順位 民主化」の序列がみられるとしている<sup>34</sup>。

以上、全てのモデルに共通するのは、PAPと官僚の一体化による経済発展の実現であり、高度成長の達成により、正統化された「政府党体制」に、国民が全面的に依存せざるを得ない状況である。

## 第2節 Lee Kuan Yew から Goh Chok Tong へ The Next Lap 1991（開かれた統治スタイルへの変更）

### （1）「Singapore: The Next Lap 1991」

ゴー新政権は、91年の第7次国会第3会期において、新たな長期的政策綱領として、『Singapore: The Next Lap 1991』<sup>35</sup>を発表した。

『ネクスト・ラップ』の内容は、シンガポールを中進国と位置づけ、旧世代が過去25年間にわたって築き上げた成果の継承とその変革を目的とした、今後25年間の政権構想となっている。そこではシンガポールが経済的物質的繁栄の課題を達成し、今後はもう一つの課題である芸術・スポーツの振興に取り組むべきであるとし、社会的弱者にも配慮した社会福祉（医療・教育・住宅）に重点を置く諸政策を打ち出すことが目標として掲げられている。

『ネクスト・ラップ』の特徴として、ラジャは、生活の質の向上、弱者への援助却を挙げている<sup>36</sup>。良い政府の役割が、従来の能力主義社会の徹底から脱する弱者への援助や、仕事や生活に快適で美しく個性を持った優雅な都市の構築へと変化したという。また岩崎は、国内の世代交替や経済社会水準の向上を受けて、意識的にリーとの違いをアピー



ルするため、ゴーク首相が、従来の経済開発のみの政策からの脱却を念頭に、社会・文化の振興を強調するに至っていると分析している<sup>37</sup>。

国会でのウィー・キムウィー(Wee Kim Wee)大統領の施政方針演説<sup>38</sup>も象徴的である。演説では、今後の政府の課題と共に、いかにして国民意識を高めるかに関する具体策が取り上げられている。共通の国民意識と国民の連帯責任を強化するために、政策決定過程への国民の積極的な政治参加を歓迎することが叫ばれ、その具体的方法として、立法レベルでは政府国会委員会(Government Parliamentary Committees)が公共の参加を奨励する機関として設立された。また、行政レベルでは、行政の質を改善するために総理府内にサービス・クオリティーインブルーメント・ユニットが設置され、国民の意見を求めている。PAP政府は、国民に対して、従来とは違った積極的な政治参加を求めているのである。

このように、ゴーク首相自らが、今後25年間の国家目標として民主化を取り上げ、国民の意見を取り入れる、合意に基づく開かれた統治スタイルを打ち出したことで、シンガポールの政治体制は大きな転換期を迎えている。

## (2) リー・クアンユーとゴーク・チョクトンの統治スタイルの比較

ホーはリー政権とゴーク新政権の統治スタイルを比較分析し、両者の統治スタイル、直面した問題、政治的関心の類似点と差異を取り挙げている<sup>39</sup>。世界的な個人主義と政治的自由を求める傾向に加えて、国内の増加した中間層が持つ意見の反映をも迫られたことで、シンガポールにおける統治観に変化が生じたという。

まず、統治スタイルに関しては、リーが権威主義的で限定された民意を反映する政策を実施したのに対して、ゴークは、集団合議的で参加の機会の制度化を通じて国民の多様な意見や情報を求めている。両者の考え方の相違が最も現れているのは、リーが国家権力の強化を重視していたのに対して、ゴークが市民社会への理解を示し始めたことである。

ゴーク首相の統治スタイルの特徴は、参加・調節・同意の3要素にある。参加に関しては、より多くの国民が政策決定過程に参画しうる、フィードバック・ユニットや対話集会などの機会が設けられている。調節に関しては、国民の意見を反映した政策決定を出来る限り行うことが目標となっている。同意に関しては、市民の日常生活に影響を与える事柄に対して、国民と政府の間での話し合いを重視している<sup>40</sup>。ラジャも、ゴークの統治スタイルでは、集団主義が強調され、政治過程への市民参加を促すことでより開かれた自由な協議の可能性が広がってきていると評価している<sup>41</sup>。

しかしながら、ゴーク首相はリー上級相に見出され、彼の内閣で長期間大臣を務めた。リー上級相は政策決定には直接関与していないが、補佐的な役割として、重要な政治問題（マレー人問題）には常に助言している。このためゴーク首相は、経済成長を成し遂げたリー体制との政治的継続性を重視しつつ、段階的に国民の意見を反映する統治体制を模索している<sup>42</sup>。

シンガポールにおける民主化は、他のアジア諸国とは違い、市民社会からだけでなく、首相自らの統治スタイルの変更によっても、段階的に実施されているといえる。

### 第3章 政治制度と民主化 - 選挙制度を中心に -

シンガポールでは、現在まで一貫して、完全自由選挙が実施され、ダールによるポリアーキーに至るための二つの次元、すなわち「公的異議の申立て」と「選挙に参加し公職に就く権利」<sup>43</sup>のうち、後者に関しては、広く国民に保証されてきたといえる。しかし、PAPが長期安定政権を維持した背景には、選挙制度自体が政府・政権党に絶対的に有利に統制・管理されてきた事実があり<sup>44</sup>、ダールの挙げた、「自由で公正な選挙の頻繁な実施」、「表現の自由」、「多様な情報」<sup>45</sup>、は保証されにくい状況にある。

#### 第1節 90年代以降の選挙戦

##### （1）1991年総選挙

ゴーク政権初の91年総選挙は、PAP政府の今後の政策を左右する重要な契機となった。投票結果は、全81議席（小選挙区21、四人一組のグループ代表選挙区13）に対して、過半数の41議席が無投票となり、PAPは得票率61%で77議席を確保し、野党は小選挙区でシンガポール民主党（SDP）が3議席、労働者党（WP）が1議席の4議席（前回1）を獲得し、予想以上に善戦した。

しかし、選挙後にゴーク首相が、「不信任の結果、権威主義的な統治スタイルに戻る必要がある」<sup>46</sup>との発言したのに対して、国民や野党から選挙結果はゴーク首相のスタイルを否定したのではないという意見が表明される奇妙な反応が生じた。そこからは、政治的民主化を望みながらも、PAP政府に依存せざるを得ない状況を認識した市民社会の存在が伺える。

PAP内部では、国防相のヨーが政策運営を変更する必要があると主張し、党大会におけるオン副首相とゴーク首相の見解の相違など若干の内部対立が表面化した。さらに、小選挙

区の選挙結果<sup>47</sup>を検討すると、PAP 支持率は 50%台後半にまで落ち込んでおり、グループ代表選挙区制度さえなければ、確実に二党システムへ移行する可能性すらある状況にあった。

## (2) 1992 年補欠選挙

91 年総選挙での野党の躍進から、92 年のマリンバレード・グループ代表選挙区での補欠選挙は非常に重要であった。この補欠選挙に注目した論文は少ないが、シンガポールの民主化に影響を与えた重要な契機となったことを以下明らかにする。

補欠選挙は、5 年間議員資格を失っていた労働者党書記長ジャヤレトナムの要請にゴー首相自らが応える形で、異例の首相選出の選挙区での実施となった。選挙前には、野党支持者への対応として、PAP が野党選出の選挙区において同党運営の幼稚園の規模を 93 年までに半分以下に縮小する政策を発表すると共に<sup>48</sup>、リー副首相とオン副首相がガンであることが公表され、主要閣僚の辞任と相俟ってゴー政権の危機的状況も明らかになった。ところが、直前に行われた野党民主党と労働者党の協力協議は不調に終わり、両党の連合体制構想は早くも挫折してしまった。結局、労働者党は候補者すら擁立出来ず、元党首ジャヤレトナムも出馬を断念し、野党の代表的な存在がその影響力を失った。

選挙戦では、PAP が「シンガポールの未来」キャンペーンと題して、若い投票者に支持を訴え、対話集会の活用、選挙結果による HDB 改修の早期実施や幼稚園の増設検討といった戦略を打ち出した。これに対して、民主党は二大政党システムへの移行を全面に打ち出す<sup>49</sup>と共に、PAP 政府の絶対的支持者層である国立大学から、講師のチー・スージュアン (Chee Soon Juan) を候補者として擁立した。

当初は、PAP と民主党の接戦が予想され、一気に野党議員が 4 人も増加するのではと注目されたが、結果<sup>50</sup>は PAP の無難な勝利となり、オン副首相は国民が欧米型の二大政党システムへの移行を受け入れなかった結果であると評価した。

しかし、この補欠選挙の重要性は、選挙戦を通じて表面化した問題が、今後のシンガポール社会の行方を国民に半ば強制的に認識させた点にある。その問題点とは、PAP 政府による強権的な公約の表明、選挙制度が野党に与える制約、リー上級相の影響力の持続、分散している民意の集合化の困難さ切である。

PAP 政府は、国家権力を利用して、野党選出の選挙区で教育施設や住宅整備が遅れることを表明した。野党は、候補者擁立や抜打ちの選挙の実施によって参加の段階から一定の制約を受けた。さらに、投票二日前の集会では、ゴー首相の 15 分に対してリー上級相は 2

時間もの演説を行っており、PAP が未だリーの影響下にあるという構図が浮かび上がった。

これに対する民意は「民主党の集会には参加し意見に同調するが、いざ投票所に行くと非常に保守的になり PAP に投票してしまうのが本音である」<sup>51</sup>という意見に集約されている。有権者の大部分が二大政党システムに移行することで実現する急速な民主化よりも、そのことによってもたらされる住環境の悪化や不況の危険性に憂慮したのである。

今回の補欠選挙を受けて、二政党システム移行の可能性に関して分析したシーは、野党が小規模で連合形成の可能性が低いため、グループ代表選挙区で勝てない、エリート集団 PAP 政府体制の強靱性とアメとムチ政策の有効性、60 年代の二政党時代の混乱が国民の記憶として根強い抑圧の理由から、否定的な見解を示している<sup>52</sup>。

補欠選挙を契機に、PAP 政府は、民主化を要求する若い選挙民の増加や中産階級の拡大を受けて新たな選挙戦略を掲げ、華語教育層と英語教育層、中華系とその他の少数民族等に分裂している民意をさらに分断化することに成功し、結果的には、PAP 政府に依存せざるを得ない状況を再構築した。

### （ 3 ） 1997 年総選挙と 2001 年総選挙

97 年 1 月の総選挙は、全 83 議席中、PAP が 81 議席（ 47 議席が無投票当選）を獲得し、支持率の長期低下傾向に歯止めを掛けた。野党は民主党が全議席を失い、国民党と労働者党がそれぞれ一議席ずつ獲得するに留まった。

選挙では、PAP 政府が、「シンガポール 21」ビジョン<sup>53</sup>に加え、公共住宅改修戦術（votes-for-upgrading strategy）と地方選挙戦術(local election strategy)<sup>54</sup>による公約の表明を行った。そこでは、国民全体に対して「公共住宅改修はあなたが決める（HDB Upgrading YOU DECIDE）」<sup>55</sup>として、野党議員を選出した選挙区では公共住宅（国民の約 90%が政府住宅開発庁の公共住宅（HDB）に入居している）の改修順位が遅くなる政策がメディアを通じて伝えられている。この戦略によって、民意は全体的な統治スタイルへの投票よりも自分達の住環境に密接に関連した地域問題への判断を強制されることになった。

岩崎は、ST 紙に「原理・理念（政府をチェックする野党の存在、複数政党制）に対する実益（公団住宅改修）の勝利、しかし...」と題した論評が載ったことに触れ、PAP 政府の勝利が「自由な選挙」による国民の選択の結果というよりも、資産価値が高まる個人生活優先の公団住宅改修の露骨な利益誘導を通じた「脅し」による短期的な選挙戦略の結果であったと指摘している<sup>56</sup>。また、田村も、「一党支配維持のための安全装置」の一環が強

化された政府補助金選挙が実施されていると指摘しており<sup>57</sup>、生活に密着した住宅改修問題を通じて、国民が明らかな差別化を受けたことに注目している。

2001年総選挙では、野党陣営は資金力や指導者を失って弱体化し、PAPの無投票当選が全議席の三分の二にまで及んでいる。もはや、シンガポールの選挙は、参加が制約された政治すら消滅しかねない状況に至っている。

## 第2節 グループ代表選挙区（GRCs）制の現状と課題

### （1）GRCs 制導入

シンガポールにおける選挙制度は、イギリスの制度を継承して小選挙区制で実施されてきた。しかし、88年総選挙からは、グループ代表選出選挙制度（Group Representation Constituencies: GRCs）が導入されている。

GRCs 制は、三つの小選挙区（以後4～6に改正）をひとつにまとめたグループ代表選出選挙区を形成し、3人の立候補者を一つのグループの候補として、有権者は複数のグループ候補の中から一つのグループ候補を投票し選出する制度であり、各グループ内の立候補者に少数民族の出身者を含めることが求められている。

PAP政府はGRCs 制の導入によって、国会が常に多民族的な社会を代表し、国内の政治的安定を長期間に渡って確保出来るとしている<sup>58</sup>。その上で、特に、圧倒的に華人に偏りがちであった議員数を減少させ、マレー人議員の議席数を固定することで、国民統合からはみ出しがちな彼らを把握できることを強調している<sup>59</sup>。

しかし、実際には、その後の選挙（1988～2001年）（表2）から、GRCs 制は選挙毎に改正され、小選挙区制を大きく上回る議席数となり、1区あたりの議席数も6人に増加され、実質的に小選挙区からGRCs 制へ変更された。GRCs 制の下で野党は一度も勝利していない。このため、GRCs 制導入による大幅な選挙区の再編は、PAP一党支配の維持に大きく貢献する「安全装置」の役割を果たしている<sup>60</sup>。

### （2）GRCs 制の特徴

GRCs 制に関しては、1984、88、91年の総選挙を比較分析した佐藤によって、PAPの得票率が低下した小選挙区のGRCs 化率が非常に高いことが明らかにされている<sup>61</sup>。また野党が、4議席を獲得し善戦した91年総選挙と、97、2001年総選挙における比較分析から、GRCs 制の改正と強化、現職大臣中心のGRCs 戦略、GRCs での無競争当選区

の増加と野党間協力の限界<sup>61</sup>の3点も近年の特徴である

#### GRCs 制の改正と強化

97年総選挙においては、小選挙区が9にまで減少し、GRCsは74議席まで拡大し、1区5議席の選挙区が6区、1区6議席の選挙区が4区新設された。今回のGRCs制改正は、前回選挙で野党候補が当選した小選挙区を維持する一方で、PAP候補が圧倒的に勝利した小選挙区を維持し、民主党（SDP）、労働者党（WP）候補者の善戦した小選挙区をGRCs化している。また、GRCsにおいてWPが善戦したユーノス・ベトック各選挙区が分割されているが、弱小野党のマレー人民族機構（PKMS）や国民団結党（NSP）が候補を擁立した選挙区では、再編・統合が殆ど行われていない<sup>62</sup>。以上から、PAPが有力野党の支持基盤を持つ選挙区を中心にGRCs化し、野党の当選する可能性のある選挙区を小選挙区のみに限定し、しかもその数を減少させることで、結果的には野党候補の誕生を選挙に参加する段階から防止する巧妙な戦略が浮き上がる。

2001年総選挙では、GRCs制の改正が慣例化し、1区5議席の選挙区が9区、1区6議席の選挙区が5区まで拡大している。今回の改正でも、野党候補が当選した小選挙区は維持されたが、WPが善戦したCheng San GRCsは再編され<sup>63</sup>、GRCsを活用した選挙区改正は継続している。

#### GRCs での無競争当選区の増加と野党間協力の限界

GRCs制が導入された88年総選挙以降、GRCsの無競争当選区は増加傾向にあり、91年総選挙以降は議席の過半数以上となり、PAP政権の継続を決定する選挙制度となっている（表3）。この要因としては、弱体で党員が少なく個人政党的な色彩の強い野党が、GRCsに多くの候補者を擁立する能力に限界にあることに加え、選挙費用が小選挙区では平均3万4154Sドルに対して、GRCs選挙区では9万4000Sドル（97年総選挙）と3倍近い費用も大きな負担となっていることがある。

このため、有力野党はGRCsでの不利な選挙戦を避け、SDPのチャム書記長が提唱した「補欠選挙戦術」が実施されると共に、有力野党のSDPと労働者党（WP）が、GRCsで候補者を交換することが合意されている<sup>64</sup>。有力野党の協力によって、SDPがGRCsからの出馬を断念し小選挙区に集中することで、GRCs制への対抗策が打ち出されたのである。さらに、97年総選挙を前にして、SDPとマレー人政党的のマレー人民族機構（PKMS）が、完全な選挙協力を目的とした「覚書」を交わし<sup>65</sup>、選挙キャンペーンの共同実施、意見の相違があっても互いを公に非難しあわないこと、PKMSのマレー人候補を他の野党に提供

する選挙協力が実現した。

しかし、2001年総選挙では、SDPと新党として結成されたシンガポール民主同盟(SDA)がそれぞれ2つのGRCsに候補者を擁立したものの、高得票率を獲得していたWPは小選挙区のみ出馬となり、結果は野党の惨敗(表4)となった。野党は1区5議席に候補者を擁立するので精一杯であり、6人区で候補者を擁立する可能性がなくなっている。また、GRCsにおけるPAPの得票率は70%以上という現状では、野党間協力は限界に達し、野党が今後もGRCsで勝利する可能性は非常に低く、PAP主導のGRCs制改正を通じた選挙戦略の効果が現れている。

### (3) GRCs 制の問題点

GRCs 制は、これまでの全ての民族を平等に扱う国家原理から離れ、特定の民族に法的な特別保護・待遇を与えると共に、PAPにとって非常に有利な制度となっている。

このため、GRCs 制の導入に関しては、政府の統制下にある国内メディアも、PAP 新人候補者が有力候補(現職大臣)に守られる形で当選し、野党は有力で信頼できるマレー人、少数民族候補を擁立できないために GRCs 選挙区で勝利出来ない点<sup>66</sup>を特徴として挙げている程である。

以上から、GRCs 制改正を中心とした選挙区の再編は、政権党 PAP に有利なゲリマンダーである<sup>67</sup>。社会の成熟化が進む過程で、GRCs 制が濫用され、国民意識を持つ建設的な野党までが封じ込められたため、有権者の間に政治的閉塞感が広がり、国民意識の確立に不可欠である国民国家の建設にも支障がでてくるであろう<sup>68</sup>。

## 第4章 市民社会と社会運動の可能性と限界

シンガポールでは、中産階級の台頭を受けて<sup>69</sup>、91年に情報芸術大臣だったジョージ・ヨ叔(George Yeo)の施政方針演説で、「市民社会」の存在が初めて明言された。そこでは、PAP 政府が市民やその自発的組織の成長を妨げてきた、それまでの政府の方針が公然と批判されている<sup>70</sup>。

97年には、ゴ-首相が「Singapore 21: a Vision for a New Era」(シンガポール21)構想を打ち出し、「シンガポール21世紀委員会」(Singapore 21 Committee)が、国民参加の政治スタイルへと移行するための5つのアイデアを挙げ、「社会を変えていこうとする活動的市民の育成」を強調した<sup>71</sup>。すなわち、政策運営においても、政府自らが市民社会

の必要性に触れたことで、社会運動が形成されていく可能性が出てきたわけである。

## 第1節 国民主導の政治参加

### （1）NGOの活動状況

近年、国際社会の中で NGO は重要な地位を占め、アジア諸国でも同様にその活動は活発化している。アジア15ヶ国の NGO 活動を比較した重富は、「国家への期待度」、「政治的多元主義の程度」、「経済的充足度」から活動内容段階に違いがあるとし、シンガポールでは政治的多元主義が確保されず、NGO の政治的沈黙が続き、国家による経済的充足度の度合いが高かったため活動範囲も限定されていたが、90年代から、強権主義的規制が多少緩み、NGO の活動に「よい政治」を目指す活動が見受けられるとしている<sup>72</sup>。近年、シンガポールの NGO は、積極的に国際交流活動を始め、特に、内外の調査研究や出版活動等の知的フォーラムの提供者としての役割を担っていることが指摘できる<sup>73</sup>。

しかし、他のアジア諸国と比較して、シンガポールでは一般的に、NGO セクターが育ちにくい環境にある<sup>74</sup>。これは、PAP 政府主導の経済開発によって、自由の制限と社会共同体の強調から国民が管理される一方で、社会（公共住宅整備）・福祉・教育（国家奨学金制度）など種々のサービスを通じた効率的な富の分配が行われ、他のアジア諸国の NGO が成長した農村開発分野が存在しないためである。

シンガポールでは、NGO という言葉よりも、“Society”や“Charity”または“Voluntary Welfare Organization: VWO”という呼称が一般的である。そこからも伺えるように、身障者、高齢者、児童保育等の社会奉仕活動を行う NGO が多く、その資金源と構成員から大きく、国家 NGO と自発的 NGO に分類されている<sup>75</sup>。

### 国家 NGO (State NGOs)

ゴーク政権の統治スタイルを最もよく反映している方法として、活発な民間主導の NGO に対して政府がその独立性を容認する一方で、補助金を支給することによって活動に干渉し、反政府的な活動団体とならないようにする方法がある。その代表例が、イスラム知識人協会 (Association of Muslim Professionals: AMP) である。

政府は、AMP 設立以降は、同協会の方がマレー人社会の実態や意見をよく反映しているとして、その意見を重要視し始めた。人権擁護という政治的性格の強い社会運動に対して、運動自体を否定せず、組織に対して補助金を支給することで、国家に取り込もうとし



ているのである<sup>76</sup>。

#### 自発的 NGO (Autonomous NGOs)

90年代、PAP 政府の影響を受けない、問題別の自発的な NGO の活動が活発化してきた。

代表的な NGO として、まず、行動・調査女性協会 (The Association for Action and Research, AWARE) がある。AWARE は、85 年に、全ての分野における女性の参加と意識の向上を促進する、男女の完全な平等を実現する、男女の機会均等を実現する、以上を目的に設立された。会員数は設立時の 78 人から 93 年には 3,390 人に増加し、会員の平均年齢は 38.8 才と若く、ほとんどが既婚女性である<sup>77</sup>。活動内容は、独自の調査・研究活動から女性の社会教育、職業訓練、セミナーや講演会の主催など多岐に渡り、それらは随時機関紙で紹介され、テーマ別に小冊子にまとめて発行され、ヘルプライン、アドボカシー活動を展開しており、マスコミなどで取り上げられる頻度が高く、NGO の中でも目立った存在である<sup>78</sup>。家庭内暴力に関する私案は、その後改正された「女性憲章」に反映された。高学歴女性の結婚・多産奨励政策に対して一貫した批判的姿勢の表明など、積極的に政府への政策提言を行っている。

次に、従来最も抑圧されてきた形態の代表的な存在として、円卓会議 (Roundtable) がある。円卓会議は 94 年に設立され、PAP 政府に対する政策提言や政府批判を行う欧米型の NGO に最も近い活動を行なっている。97 年総選挙の際には、PAP 政府が選挙運動に公共住宅整備を利用したことを ST 紙面上で痛烈に批判した<sup>79</sup>。

最後に、市民社会との関わりの深い NGO として、市民社会協議会 (The Working Committee on Civil Societies, TWC) がある。TWC は、98 年に NGO セクター内での協力を目指すネットワーク組織として設立され、異分野で活躍する NGO を取りまとめている。99 年には独立した市民社会と NGO の成長をテーマにした複数のフォーラムやセミナーを開催した<sup>80</sup>。さらに、女性と環境と開発を活動分野とする Engender や環境美化を中心とした多様な分野で活動しているバハイ (Baha' I) 環境オフィス等の活動が盛んである。

このような自発的 NGO の発展のなかで、PAP 政府は、90 年より導入した任命国会議員 (NMP) に、AWARE 副会長のソイン女史や円卓会議のメンバー 2 名を選出した。ゴークの自発的 NGO に対する新たな対応は、憲法改正等に投票権のない任命議員の枠内での活動に限って政策批判を発言する機会を用意することで<sup>81</sup>、結果的には政府の影響が及ぶ範囲でその活動を制限する方策を試みている。

このような有力 NGO のメンバーは、主に、英語教育を受けた若手の華人エリート層が中心となっている。AWARE の会員の職業別比率は、中産階層とされる「専門技術者」が 44.79%、「経営管理者」が 15.74%で、計 60%に上っており<sup>82</sup>、中心的な担い手は高学歴女性である。このため、低学歴の女性層の問題意識をどの程度反映しているか疑問視する声もある<sup>83</sup>。しかし、自発性と自律性は他の NGO に比べて高く、将来的には、PAP 政府に積極的に政策提言を行う「下からの民主化」の中心的な存在となりうるだろう。

このように、国家に応答を求める自発的 NGO の存在は、散発的ながらアメリカ型理解の政治領域に足を踏み入れた市民社会運動が登場したことを意味し<sup>84</sup>、NGO の活動範囲は今後さらに拡大していくと予想されている。こうした NGO 活動が活発化した背景には、

PAP 政府が増大する保険医療費、高齢者介護分野で NGO 活動を活用したこと、国家が過度な依存的態度を懸念し、活動的の市民の育成を政策として位置づけたこと、ゴースト首相の統治スタイルが、国民の意見を反映する機会を NGO に与えたこと、国際社会で欧米型 NGO の役割の重要性が高まったこと、ASEAN 諸国の NGO の国際的な交流の広がりによる影響、切が指摘できる。

## （２）市民社会からの民主化要求

### 野党

政党を市民社会に加えて考察することの是非はあるが、シンガポールのように法的に政党以外の団体の政治活動が禁止され、野党の活動が政権獲得よりもむしろ PAP 政府の政策をチェックすることを目的としている場合には、政党も市民社会の運動の一翼を担っていると見なすことは可能であろう<sup>85</sup>。

有力野党の党首チーが 94 年に出版した著書、『あえて変えよう - シンガポールもう一つのビジョン』<sup>86</sup>は、PAP 政府批判に留まらない、シンガポール社会の現状についての的確な認識が示されている。同書では、驚異的で急速な経済成長により豊かな社会が形成されたが、長期間の PAP 政府体制による自発的な運動の制限によって、市民社会に空虚感が漂っており、政治的決定からの疎外感や無関心さが増していることが論じられている。また、強引にアジア的価値を導入しても、市民社会は欧米型の自己中心主義や物質主義に傾倒しており、学歴と収入が大部分を占める社会であることと矛盾することが指摘されている。

この指摘は、特に若年層に当てはまる。シンガポール・プレスホールディング社（Singapore Press Holdings: SPH）が 15~29 歳までの 432 人を対象に行った調査では、9 割が政治家になりたいと思わず、学校以外の地域活動に参加した経験がない<sup>87</sup>。また、

市民社会が個々に政治的判断や行動を行う上での十分な情報公開がないことに関しても、SPH による世論調査では、「国民の 9 割は政府の政策に不満があっても声をあげない」との結果が出ている<sup>88</sup>。

このように、国民の政治的疎外感が高まっているが、投票義務制の選挙により、得票率の低下など目に見える形では表面化していない。

#### 新聞紙面上の批判

シンガポールでは、84 年以降、国内の新聞・出版界は、政府が全メディアを上から統括する目的で設立された持ち株会社 SPH によって、資本面と人事面から支配されている。しかし、最近では NGO や任命議員による政府の政策に対する批判記事が掲載され、一般市民からの政府批判投稿記事も多数見受けられ、徐々に言論の自由が拡大しており、シンガポール社会の変化を示している。

#### 世論調査

98 年に失業者の 3 人に 1 人がマレー人であったことを受けて行われた、シンガポール国立大学の社会学者の調査では、回答者の約 72%が、「政府は社会的に成功しない者や失業者に財政的支援を与えるべき」としており、世論調査においては、市民が政府の政策に必ずしも賛同していないことが現れている<sup>89</sup>。

また、シンガポール国立大学のチームが 97 年から 98 年にかけて行なった、国民の政治体制に関する世論調査では<sup>90</sup>、自立した市民社会とより民主的な体制を求める声が高まっていることが伺える。

この調査(18 歳から 65 歳までが調査対象)の特徴は、今後のシンガポールにおける、PAP 政府と市民社会の関係について、若年層と高齢者との間、高学歴層と低学歴層の間で大きな違いがあるものの、全体的に政治的多元化が求められていることが示されたことである。

まず、投票の価値の重要性には、72.1%が賛成し、18 - 24 歳の層が 69.4%、55 - 65 歳の層が 81.2%の支持をしている。これに対して、選挙以外に政府の政策に直接参加できる手段の必要性については、全体の 77.9%が賛成し、55 - 65 歳の層が 62.4%の支持であるのに対して、18 - 24 歳の層は 85.7%も支持しており、若年層で政治的多元化を求める傾向がより強い。また、低学歴層の 49%の賛成に対して高学歴層は 89.3%も支持しており、英語教育エリート層が選挙以外の手段の重要性を認識している。次に、収入や学歴に関係な

く政府の政策に自由や平等を反映すべきかに関しては、全体の 86.6%が賛成し、18-24 歳の層は 92.9%が支持し、55-65 歳の層は 80.2%が賛成している。また、低学歴層の 75.7%の賛成に対して、高学歴層は 93.4%の高い支持を示している。

最後に、SPH が 15~29 歳までの 432 人を対象に行った調査では、9 割がパソコンを所有し、8 割が携帯またはポケベルを持つ「テクノ通」であった<sup>91</sup>。インターネットと若い有権者の関係に対しては、PAP 政府も注目している。特に、野党は選挙期間中以外でも、集会などの公な意見交換をする危険を避け、ホームページを通じて意見を発信しており、若い有権者が普段から野党の意見を知る機会となっている<sup>92</sup>。インターネットを通じて、多様な価値観を内包した社会が形成されており、今後のシンガポール社会に大きな変化を促す要因となっている。

## 第 2 節 政府主導の国民の政治参加拡大

政府主導の「上からの民主化」政策が急速に実施される背景には、人口増加率の低下と移住問題の拡大による影響から、シンガポール国民としての意識を高める必要性が高まっている状況がある。

89 年に、リー前首相が、出生率の低下と海外への移民問題の深刻化に憂慮を表明し、高学歴者の内 25%が欧米への移民によって失われていると報告した。移民の中に占める人種別比率（華人 78%、マレー人 4%、インド人 15%、その他 3%）と、国民人口比率（華人 75%、マレー人 15%、インド人 6%、その他 4%）との関係や、華人世帯の出生率の低下とマレー人世帯の高出生率から、将来、人種間の人口比率が変化すること<sup>93</sup>に対して危機感を現わしたのである。

移住を促す一般的な要因は、勤労が強調され過ぎ競争が激しい、社会的な規則や規制が多すぎる、将来の職業選択の自由に制限がある、子供の学校生活でのストレスが大きい<sup>94</sup>等の問題である。経済的後背地を持たないシンガポールにとって、人材こそが国家資源であり、エリート養成が最大の課題とされてきたが、皮肉にも養成した国家エリートの頭脳流失が生じている。

99 年に、ゴー首相は人口増加率が 90 年の 1.87 から 99 年には 1.5 へと低下しており、2030 年には人口の 4 分の 1 が 60 歳以上の高齢化社会になるとしたうえ<sup>95</sup>、約 15 万人が海外長期滞在、毎年約 2 千人が移民しており、その半数が女性で、高学歴を持つ傾向があることに危機感を表明した。政府は、シンガポール社会の実質的な指導者層である全人口

の3%<sup>96</sup>の海外流出と、高齢化社会への対応を迫られている。

#### (1) 任命議員制度の導入

90年に、優秀な人材を社会の各層から確保することを目的として、「任命国会議員 (Nominated Members of Parliament 以下 NMP) 制度」導入が決定された。NMP 制度は、国会が直接指名し、国会特別委員会が最大6人を限度として推薦し、大統領が任命する形式とされ、任期は2年で再任可能であるとされたが、憲法改正や予算法案に対する投票権はない。

PAP 政府は、この制度によって、選挙への出馬を躊躇している有能な人材を国政の場に導けるとしている。しかし、導入の背景には、マー商工相の「導入によって野党への支持を低下させることができる」<sup>97</sup>との発言に現れた政府主導の政治参加拡大の一環としての政策がある。

しかし、97年総選挙の際、NMP のチア・シーテクが無所属で出馬し、PAP 政府が予測していない展開となる。有力華人企業の会長であるチアは、魅力の無い野党候補に変わる選択肢を国民に与えるために出馬したとし、PAP 政府に対抗する意志を明確には示していない<sup>98</sup>。それでも、PAP 政府の圧倒的な存在感のある小選挙区において無所属ながら14.06%の支持率得ており、将来大きな脅威となる可能性を示している。

#### (2) 公選大統領選の導入

シンガポールにおいて、大統領は国会から選出される象徴的存在だったが、84年に、リー首相が公選制大統領法案を提出したことを契機に、権限を強化する動きが具体化した。

このため、ゴー首相の就任と共に、91年の憲法改正によって、直接選挙による執行大統領制 (Executive Presidency) <sup>99</sup>が成立した。

同改正によって、(1) 大統領を国民投票による公選、任期6年とする、(2) 大統領候補は45歳以上で10年以上国内に居住する市民で、3年以上首席判事、大臣などの政府高官や資本金1億Sドル以上の民間企業の社長・会長経験者、さらに政党员でないこと、(3) 政府高官の任命権、国庫準備金の取崩し権、国内治安法の行使権、汚職問題の調査指示権などを与える、却とされ、大統領の補佐機関として、「大統領顧問評議会」(Council of Presidential Advisers) が新設された。同機関には、初代議長に PAP 出身のリム・キムサンが任命され、委員には経済界や官僚の大物4名が就いた。

PAP 政府は、法案の必要性として「現行制度は内閣が強力な権力を有し、その乱用(選

挙時に外貨準備金を使って人気を得ようとする）に対するチェック機構がほとんど皆無である」ことを挙げている。その上で、現行制度は「よい人間」が指導的立場にいるためにうまく機能しているが、公選大統領制度によって、チェック機能とバランス機能が生まれ、より民主的なシステムを構築することになるとしている<sup>100</sup>。

93年に実施された初の公選大統領選挙は、PAPとNTUCの書記長を兼任するトップ指導者の一人 Ong Teng Chong（オン・テンチョン）と、無投票選挙を避けるために PAP 長老が擁立した元大蔵省高級官僚 Chua Kim Yeow（チュア・キムユー）が出馬した。野党労働者党出身の元国会議員ジャヤラトナムは、大統領選挙管理委員会から立候補資格を満たしていないとして、届け出を却下されている。大統領選に、野党や NGO の出身者が出馬しなかったため、PAP 政府の独占体制に変化が生じる事はなかった。これは、チュアが投票日前日に「PAP が全てを支配していいのか」<sup>101</sup>と発言していることから明らかである。

しかし、選挙結果は、オンが 58.7% の支持を受け順当に勝利したが、ほとんど選挙活動を行わなかったチュアは 41.3% の得票率となり、国会議員選挙と比べて、PAP 支持者の一部が批判票に廻った。国民は、候補者擁立過程の不透明性と、前年の消費税導入の決定過程に加われなかったことから、チュアを支持したのである。

初の大統領選挙での苦戦を受けて PAP 政府は、94年に大統領の予算案に対する拒否権を撤回した。その上で、96年の憲法改正では、大統領が憲法改正法案以外の法案に関して自己の裁量権を侵害すると判断した場合には、内閣の助言を得て事案を最高裁判所の3人以上の判事からなら審判委員会（Tribunal）に意見を照会することができるとし、顧問官評議会の助言に反して拒否ないし決定を行う場合には、国会は選出議員総数の3分の2以上の決議によりこれを覆すことが出来る制度に変更した。このため、大統領の権限に制限が設けられ、影響力が著しく減少した。

短期間の間に大統領の権限が制限されたことについてゴー首相は、「導入段階で公選大統領制の問題点を予期することが不可能であり、今後調整や修正等をしていく」<sup>102</sup>としており、今後も権限に変更が生ずる可能性が残っている。

99年の大統領選挙では、リー上級相が要請した S.R.Nathan（ナザン）が NTUC の後援を受けて出馬し、無競争当選した。また、評議会の議長・委員も留任された。

この選挙戦を前に、オン大統領が記者会見で「政府との間に多くの問題を抱えてきた。当初特定の閣僚や公務員は大統領を邪魔な存在と見なしていた。私の健康状態は良好だが、立候補しなければならないとは考えない」<sup>103</sup>と発言し、大統領の任務を遂行する上で問題

が生じていたことを暴露した。オンは、大統領の国家資産の使用に関する拒否権に関して、官僚が大統領の権限行使を嫌い、国家資産の開示に難色を示す等の抵抗があったとした。この発言に対して政府は、国家資産の中で大統領がその使用に関して拒否権を行使できる部分を特定した白書をすでに国会に提出し、オンに健康上の問題が発生する可能性があるとの結論に達したと公表した。そして、リー上級相は「公選大統領は執権職ではない」<sup>104</sup>として、その役割を「保管者（管理人）的」（custodial）に限定した。

公選大統領は、政権党と政府が巨大な資金を無責任に浪費しないように保証する、監視人としての役割<sup>105</sup>を期待されたが、結果的には、導入からわずか5年でその権限が制限され、政府主導の形だけの改革へと後退した。

### （3）言論の自由の解放

#### Speakers' Corner の設置

2000年9月1日、ロンドンのハイド・パークで行われているスピーカーズ・コーナーをモデルとして、歴史的な集会の場であるホンリムパーク（Hong Lim Park）のビジネス街の公園に、市民街頭演説コーナー「スピーカーズ・コーナー」が開設された。国民の間に政治的無関心さが広がっているとして、国民に言論の自由を意識させ、「もの申す国民を育てる」ことを目的に、自由な意見が発言できる場を設けたのである。このため、スピーカーズ・コーナーは、政府主導の民主化導入の手段として、シンガポール社会において制限を受けてきた言論の自由の解放を意味するのが注目された。NGO円卓会議に所属する法律家は、シンガポールにおける重要なシンボルであり、市民社会の到来を意味するとまで発言している<sup>106</sup>。

事前に行われた演説者予定表には少なくとも25人が登記し、初日には20人が発言者として記帳した。主な主張は、大臣に対する高額な給料への非難（27歳）やシンガポールにおける自由な発言の実行と推奨（NGO関係者 38歳）、出産率の低下と貧富の差（タクシードライバー38歳）、野党への参加を呼びかける発言（民主党員 43歳）、等である。発言内容は、民主化など政治的なものから家庭生活の問題に至るまで広範囲に渡り、市民の自由な意見が述べられている。

しかし、実際には、シンガポール独立時のような激しく刺激的な発言は見受けられず、聴衆は静かに耳を傾けるのみであった。NGO「シンクセンター」の関係者の一人は、多くの人々は、自分達があまりにも率直な発言をした場合、何らかの報復を受けるのではと未だに恐れていると指摘している<sup>107</sup>。

これに対して、内務省は「政府は誰の発言にも反応せず、立ち聞きせず」としている。しかし、スピーカーズ・コーナーには、ルール（THE RULES）として、最初に身分証を提示して演説希望を登録、外国人の発言は不可、鳴り物等の禁止、人種・宗教的な相違に関する発言の禁止、名誉毀損等にあたる発言の禁止<sup>107</sup>が列挙され、近隣には警察署が設けられ発言者の名前は専用のファイルに5年間保存される。市民は、政府がその気になれば法的な根拠と手段によって拘束することを過去の経験から当然のように認識し、特に、名誉毀損に触れる発言には注意を払ったのである。

有力野党のシンガポール民主党書記長チーが姿を現したものの、この場を表現の自由に対する幻影の場であるとして発言をしなかったこと<sup>108</sup>は、スピーカーズ・コーナーの存在そのものへの疑問を投げかける象徴的な出来事だった。

結果的には、開設当初は多くの発言者と聴衆が集まりメディアにも連日取り上げられたが、1ヶ月を過ぎた頃から閑散とし始めた。政府はメディアを通じて発言者を求めたが、大きな変化は生じていない。

12月10日の人権の日には、野党政治家などを中心に国内治安維持法に対する抗議マラソンを警察が許可しなかったため、スピーカーズ・コーナーに集まって行動したことが報道された<sup>109</sup>が、警察は警告を発し実態を調査している。また、演説に集まった聴衆が氣勢をあげたため、無許可で5人以上が集まって示威行動することを禁じる国内治安条例に違反したと、演説者が取り調べを受ける事態も生じた。この問題は、国会で、サイモン・テイ任議員が「違法の集会」の定義について、「こぶしを上げたら『デモか』」「友人の演説に来た人が5人以上いたら『集会』か」などと法相を質問攻めにした<sup>110</sup>。このような警察の介入により、今までにおよそ600人が発言したが、現在では活発な議論が行われる場所とは程遠い状況となっている。

政府主導の民主化の試みとして、スピーカーズ・コーナーの設置は注目されたが、結果的には一ヶ月あまりで発言者が激減した。これは、政府のルール上の枠内に限った言論の解放という現実を国民がいち早く感じ、実際に警察が調査を実施したことによる。しかし、設立当初に多くのNGO関係者が発言したことは、確実にNGOが成長し、彼らの発言をメディアが取り上げるという形が出来つつあることを印象付けた。スピーカーズ・コーナーが、市民社会の形成やNGO活動にどのような影響を与えるか注目されたが、結果的には、政府が当初予想したような「もの申す国民」は多く現れず、上からの民主化が容易ではないことが浮き彫りとなった。



集会の自由の拡大（略）

終章 Lee Hsien Loong の統治スタイルと民主化の行方

アメリカでの同時多発テロを受けて 2001 年 11 月 3 日に前倒しで行われた総選挙は、事実上、PAP 政府への信任投票となった。PAP は、ゴー首相就任以来最大の支持率を獲得し、圧倒的な権力の座を堅持している。ゴー政権は、段階的に開かれた統治スタイルと集団指導体制を導入し、経済の順調な成長を達成した長期政権となった。その上で、ゴー首相は 5 年後の次回総選挙までの引退を再確認しており、リー副首相へ経済的権限が既に集中していることから、親子二代に渡る首相の誕生は確実である。

リー・シェンロン（現在 51 歳）は、シンガポール社会のエリートコースを着実に歩んできた。国軍海外奨学金の第一回受給者としてケンブリッジ大学で数学を学び主席で卒業し、ハーバート大学で行政学も学んでいる。84 年、当時国防相であったゴー首相から立候補を要請され、国軍大佐から 32 才の若さで国会議員となった。経済分野担当部署を歴任し、90 年から経済担当の副首相を務めている。アジア通貨危機の際には、中央銀行会長として金融改革を着実に進め、危機を乗り切った実績が国内外で非常に高く評価されている。このため、90 年代前半にシンガポール国内のメディアを賑わっていた「二世批判」は影を潜めている。

シェンロンの政治スタイルの基本姿勢は、「シンガポールは民主主義国である。なぜなら普通選挙が実施されているからだ」<sup>111</sup>との発言に最もよく現れている。このため、リー上級相による「民主主義は新興途上国にグットガバナンスをもたらししていない」との発言を支持し、新興国で民主主義が機能するには様々な前提条件が必要であるとし、アジア型民主主義の有効性を強く主張している<sup>112</sup>。

最近では、未来の国造りに関する発言の中で、異質なものに寛容で、社会的流動性を保ち、在外選挙制度の創設で在外の国民も自国のことを考え、若者に優しい社会を築き、チームワークを大切にすることを重要視している<sup>113</sup>。また今の政治体制の見直しについては、野党の対応次第だとし、小さな国家にとって政治的安定は必要条件という基本姿勢は崩していない。その上で、二党体制そのものに対する存在、有効性を疑問視しており<sup>114</sup>、PAP の努力によって可能性が生じないようにするとしている。さらに国内治安法（ISA）については、「私達は ISA を一度も野党に対して行使しておらず、国内の治安を維持する目的で使用してきた」<sup>115</sup>として、改正する見込みはない。

以上から、シェンロンの統治スタイルは、基本的にはリー上級相のモデルを継承し、ゴースト首相の開かれた統治スタイルを段階的に進める政府主導の民主化を行う形態になると予想される。その上で、長期的な経済成長を達成する汚職の無い PAP 政府体制を強化し、自立した市民社会とより民主的な体制を求める人々に対して、再び「国家依存型市民社会」の中で自制するように促していこう。

しかし、既にゴースト首相は、市民社会に対する政府主導の上からの民主化が失敗もしくは限定的であったことからくる危機感から、政治すら消滅しかねない選挙制度を構築し、潜在的な「下からの民主化」意識を選挙期間中は抑える手段を選択した。こうした短期的な戦略に対して、最近では、PAP の若手議員からも自己批判が聞かれる。

シェンロンが効果的なネクスト・ラップを提案し、民主化と真正面から向き合う時期は迫っている。

（Takashi Yamamoto, 本学大学院国際関係研究科前期課程）

---

<sup>1</sup> S.P.ハンチントン（坪郷貫他訳）『第三の波』三嶺書房、1995年

<sup>2</sup> 岩崎育夫「アジア民主主義論」岩崎育夫他編『アジアと民主主義』アジア経済研究所、1997年、P.6

<sup>3</sup> Clark D. Neher, "Asian Style Democracy", *Asian Survey*, Vol.34, No.11, November. 1994, pp.949-959; *Democracy and Development in Southeast Asia: the winds of change*, Westview Press, 1995, pp.13-28

<sup>4</sup> Chan Heng Chee, "Democracy: Evolution and Implementation: An Asian Perspective", in Robert Bartley and others, *Democracy & Capitalism Asian and American Perspectives*, ISEAS, 1993, pp.21-24

<sup>5</sup> Chua Beng Huat, *Communitarian Ideology and Democracy in Singapore*, Routledge, 1995, pp.10-42

<sup>6</sup> 岩崎育夫「マレーシア・シンガポール」岩崎育夫他編『アジアと民主主義』アジア経済研究所、1997年、P.182

<sup>7</sup> 同上、PP.183~184

<sup>8</sup> ハンチントン、前掲、PP.291

<sup>9</sup> リー・クアンユー（小牧利寿訳）『リー・クアンユー回顧録下』、日本経済新聞社、2000年、P.129

<sup>10</sup> Goh Chok Tong, quoted in *New York Times*, 14 August. 1985, p. A13

<sup>11</sup> 竹本直行編『アジア諸国の民主化と法』、アジア経済研究所、1998年、P.11~14

<sup>12</sup> 菊池努「国際関係の焦点としての人権問題」渡邊昭夫編『アジアの人権 - 国際政治の視点から』、日本国際問題研究所、1997年、PP.83~88

<sup>13</sup> 田村慶子『シンガポールの国家建設』、明石書店、2000年、PP.254~258

<sup>14</sup> Amartya Sen（石塚雅彦訳）『自由と経済開発』、日本経済新聞社、2000年、P.14

<sup>15</sup> ハンチントン、前掲、PP.105~106

<sup>16</sup> Kishore Mahbubani, "The United States: 'Go East, Young Man'", *The Washington Quarterly*, Vol.17, No.2, Spring 1994, pp5-23

<sup>17</sup> K.Mahbubani, "The Pacific Way", *Foreign Affairs*, Vol.74, No.1, Jan-Feb.1995, pp.100-111

<sup>18</sup> Larry Diamond, "Toward Democratic Consolidation", in Diamond eds., *The Global Resurgence of Democracy*, Johns Hopkins University Press, 1996, pp.228-237

<sup>19</sup> Richard Robison eds., *The New Rich in Asia: Mobile Phones, McDonald's and Middle-Class Revolution*, Routledge, 1996, pp.3-7 / Garry Rodan, "Civil Society and Other Political

Possibilities on Southeast Asia", *Journal of Contemporary Asia*, Vol.27, No.2, 1997, pp.156-178

<sup>20</sup> Garry Rodan, "State-society relations and political opposition in Singapore", in Rodan eds., *Political Oppositions in Industrializing Asia*, Routledge, 1996, pp.95-114

- 21 岩崎育夫「一党支配体制下の厳しい制約」岩崎育夫編『アジアと市民社会』、アジア経済研究所、1998、PP.103~104
- 22 田村、前掲、P.268
- 23 See Peter S.J.Chen, “The Power Elite in Singapore”, in Peter S.J.Chen and Hans Dieter Evers (eds.), *Studies in ASEAN Sociology*, Singapore: Chopmen Enterprise, 1978, PP. 73~82
- 24 Petir (人民行動党機関紙), December 1982
- 25 Chan, Heng Chee, *The Dynamics of One Party Dominance*, Singapore University Press, 1978
- 26 ヘゲモニー政党制とは、「一つの政党が他の全ての政党よりも重要な意味を持ち、他の政党は衛星政党、二次的政党としてのみ存在することを許されている。すなわち、権力の座にある政党のヘゲモニーに対しては一切の挑戦が許されていない」という状態のことである。サルトーリ、G (川野秀之他訳)『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』新装版、早稲田大学出版部、1992年、P.219~222
- 27 岩崎育夫「シンガポールの政党政治」岩崎育夫他編『ASEAN 諸国の政党政治』アジア経済研究所、1993年、P.117
- 28 ハンチントン (内山秀夫訳)『変革期社会の政治秩序』上、サイマル出版会、1972年、P.85
- 29 岩崎、前掲、「シンガポールの政党政治」PP.119~123
- 30 Herbert Feith 坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社 1982年 P.28~56
- 31 田村、前掲、PP.215~237
- 32 岩崎、前掲、「シンガポールの政党政治」PP.138~139
- 33 藤原帰一「政府党と在野党」『講座現代アジア・民主化と経済発展』P.232
- 34 山内幸雄「民主化の中のシンガポール憲法」『研究年報社会学研究』山梨学院大学第10号 1992年、P.3
- 35 The Government of Singapore, *Singapore: The Next Lap*, Singapore, 1991  
はじめに - 1999年を越えて (1) 概要 (2) 国民 - 我が国の最も貴重な資源 (3) 教育 - 国民への投資 (4) 経済 - 今後25年の運営 (5) 祖国としてのシンガポール (6) 芸術とスポーツ (7) 弱者への援助 (8) シンガポールの国際化  
(9) 国家防衛 (10) ネクスト・ラップ (これからの25年)
- 36 Raj Vasil, *Governing Singapore: A history of national development and democracy*, Allen&Unwin,2000, pp. 169~174
- 37 岩崎育夫「91年総選挙とゴーク政権のゆくえ」(『アジアトレンド』第56号) PP.14~15
- 38 *Straits Times*, 23 February, 1991
- 39 Ho Khai Leong, *The Politics of Policy-Making in Singapore*, Oxford, 2000, pp. 36-39
- 40 *ST*, 28 November, 1990
- 41 Raj Vasil, *Governing Singapore*, Singapore: Mandarin Paper House, 1992, p.242
- 42 Ho, op. Cit., pp. 59-63
- 43 ロバート・ダール (高島通敏他訳)『ポリアーキー』三一書房、1981年、PP.5~22
- 44 福島光丘「民意を反映しない選挙と反映できない選挙」『アジアワールド・トレンド』No.26 1997年、P.2
- 45 ダール (中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』岩波書店、2001年、PP.126~127
- 46 *ST*, 3 September, 1991

47 1991年総選挙、小選挙区結果

政党	得票率 (%)	立候補者数 (人)	当選者数 (人)
人民行動党 (PAP)	59.50	20	16
民主党 (SDP)	23.52	9	3
労働者党 (WP)	10.08	5	1
その他の政党	6.88	11	0
無競争区	-	1	1

（出所）*ST*, 1 September. 199148 *ST*, 14 November. 199149 *ST*, 11 December. 1992

50 マリンバラード・グループ代表選挙区補選結果（1992年12月19日）

政党名	得票率
人民行動党（PAP）	72.9%
民主党（SDP）	24.5%
正義党（SJP）	1.1%
国民団結党（NSP）	1.4%

（出所 *ST*, 20 December. 1992）51 *ST*, 23 December. 199252 Shee Poon Kim, “Domestic Politics”, Lee Taso Yuan ed., *Singapore: The Year in Review 1992*, pp.34-3653 *ST*, 19 November. 1996 今後の重点課題、国家の富の創出、発展成果の共有、若い世代の能力への投資、高齢者層への援助、国民の連帯感醸成を挙げる。その後の詳細に関して、Government of Singapore. *Singapore 21: Together, We Make the Difference, 1999*54 Raj, op.cit., *Governing Singapore*, 2000 p.19655 *ST*, 29 December. 1996

56 岩崎育夫「シンガポールの1997年総選挙 - 与党人民行動党、狙い通りの完勝、しかし...」『アジア研ワールド・トレンド』第21号、1997年3月、PP.39~41

57 田村、前掲、PP.296~298

58 Kevin Tan Yew Lee, “Parliament and the Making of Law in Singapore”, in Walter Woon (ed.), *The Singapore Legal System*, Longman, 1989, p.61

59 佐藤考一「グループ代表選挙区制とシンガポール総選挙」『アジア経済』33巻、アジア経済研究所、1992年、P.46

60 田村、前掲、P.233

61 佐藤、前掲、PP.51~58

62 *The Report of the Electoral Boundaries Review Committee*, 1991, Annexes A&B, 8 August 1991 と *The Report of the Electoral Boundaries Review Committee*, 1996, Annexes A, 21 November 1996 からの選挙区と比較63 *ST*, 3 November. 200164 *ST*, 18 August. 199165 *ST*, 22 October. 199566 *ST*, 29 September. 1991

67 Ho, op.cit., p.200

68 佐藤、前掲、P.62

69 90年代には豊かな中産階層が登場したとされ、その規模は勤労者の36%程、英語教育者が中心、という特徴が示されている。

岩崎、前掲、「一党支配体制下の厳しい制約」PP.79~83

70 Tay, Simon SC, “Towards A Singaporean Civil Society”, *South east Asian Affairs*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1998, p.24871 Government of Singapore, *Singapore 21: Together, We Make the Difference*, 1999

72 重富真一「国家とNGO」重富編『アジアの国家とNGO』、明石書店、2001年、PP.28~35

73 首藤もと子「ASEAN 諸国のNGO - 活動概況と国際関係 - 」『駒沢大学法学部政治学論集』第45号、1997年3月、P.39

74 田中弥生「シンガポール」重富真一編『アジアの国家とNGO』、明石書店、2001年、P.250

75 Chan Tse Chueen, “Nongovernmental Organizations in Singapore”, in Tadashi Yamamoto eds., *Emerging Civil Society in the Asia Pacific Community*, ISEAS, 1995, p.222

76 岩崎、前掲、「一党支配体制下の厳しい制約」PP.89~90

77 Awareness(AWARE の機関紙), Vol.1, No.1, December 1985 / *Sunday Times*, 7 March, 199378 Lena Lim “Women NGOs in Patriarchal Singapore”, Ooi Giok Ling eds., *State-Society Relations in Singapore*, Oxford, 2000, pp.139-145

79 田中、前掲、P.256

80 同上、P.257

- 81 同上、P.264
- 82 Garry Rodan, op.cit., “State-Society Relations and Political Opposition in Singapore”, p.107, Table 4.1
- 83 田村慶子「シンガポールの社会変動における女性」下関市立大学学会『下関市立大学論集』37巻、第1号、1993、P.112
- 84 岩崎、前掲、「一党支配体制下の厳しい制約」P.91
- 85 同上、P.86
- 86 Chee Soon Juan, *Dare to Change – An Alternative Vision for Singapore*, Singapore Domestic Party, 1994
- 87 *ST*, 20 December. 2000
- 88 *ST*, 14 August. 2000
- 89 田村、前掲、『シンガポールの国家建設』、P.299
- 90 Ooi Giok Ling eds., “Political Participation in Singapore: Findings from a National Survey, *Asian Journal of Political Science* Vo.7 No.2 December. 1999
- 91 *ST*, 20 December. 2000
- 92 Chua Beng Huat, “Domestic Politics”, Lee Taso Yuan ed., *Singapore: The Year in Review 1996*, p.56
- 93 *ST*, 12 August. 1989
- 94 朝日新聞、1989年、8月29日
- 95 *ST*, 20 October. 1999
- 96 Thomas J. Bellows, “Singapore in 1989: Progress in a Search for Roots”, *Asian Survey*, Vol.30, No.2, 1990, pp.200-209
- 97 *ST*, 9 December. 1989
- 98 *ST*, 9 November. 1996
- 99 Jon S.T.Quan, Singapore: The Politics of Transition, in Asisah Kassim eds, *Malaysia and Singapore: Problem and Prospects*, Singapore Institute of International Affairs, 1992, pp.197-206
- 100 Chua, “Singapore 1990: Celebrating the end of an Era”, *Southeast Asian Affairs 1991*, pp.253-266
- 101 Walter Woon, “Domestic Politics”, Lee Taso Yuan ed., *Singapore: The Year in Review 1993*, pp.92-93
- 102 *Asia week*, 22 November.1996
- 103 竹下秀邦・熊谷聡、「1999年のシンガポール」『アジア動向年報2000』、アジア経済研究所、PP.346~349
- 104 *ST*, 12 August. 1999
- 105 Shee, op.cit., p.37
- 106 *Asia week*, 15 September. 2000, p.32
- 107 *ibid.* p.34
- 108 *ibid.*
- 109 *ibid.* 22 December. 2000 p.9
- 110 *ST*, 6 March. 2001
- 111 Hans Christoph Rieger, “The Quality of Life in Singapore: A Foreigner’s Reflections”, in Paul Wheatley eds., *Management of Success: The Moulding of Modern Singapore*, Singapore: ISEAS, 1989, p.1037
- 112 朝日新聞、2000年7月17日
- 113 *ST*, 31 January. 2001 南洋工科大学での講演
- 114 People’s Action Party, PAP45<sup>th</sup> Anniversary Celebrations, 1999, pp.144~147
- 115 *Time*, 19 July. 1999

(表1)(シンガポール総選挙)

総選挙実施年	国会定数	PAP 当選者数	野党当選者数	PAP 得票率 (%)
1955	25	3	22	8.7
1959	51	43	8	53.4
1963	51	37	14	46.6

シンガポールにおける下からの民主化の可能性（山本）

1968	58	58	0	84.4
1972	65	65	0	69.0
1976	69	69	0	72.4
1980	75	75	0	75.6
1984	79	77	2	62.9
1988	81	80	1	61.8
1991	81	77	4	61.0
1997	83	81	2	65.0
2001	84	82	2	75.3

（表 2）（GRCs 制の変遷）

	1988	1991	1997	2001
小選挙区制	42	21	9	9
GRCs 制	13 (1区 3 議席)	15 (1区 4 議席)	5 (1区 4 議席)	
			6 (1区 5 議席)	9 (1区 5 議席)
			4 (1区 6 議席)	5 (1区 6 議席)
GRCs 制議席数	39	60	74	75
総議席数	81	81	83	84

（出所）ST, 4.September.1988/1.September.1991 /3 January.1997 /4 December. 2001

（表 3）（GRCs の選挙結果）

	GRCs 制総議席数	無競争区（総議席数）	競争区総議席数	PAP 得票率
1988 年総選挙	39	3 区（9 議席）	30（10 区）	59.73%
1991 年総選挙	60	10 区（40 議席）	20（5 区）	62.48%
1997 年総選挙	74	2 区（1 区 4 議席） 3 区（1 区 5 議席） 4 区（1 区 6 議席） 計 9 区（47 議席）	27（6 区）	66.26%
2001 年総選挙	75	5 区（1 区 5 議席） 5 区（1 区 6 議席） 計 10 区（55 議席）	20（4 区）	76.83%

（出所）ST, 4.September.1988/ 1.September.1991/ 3 January.1997/ 4 December. 2001

（表 4）2001 年総選挙 GRCs 競争区結果

グループ代表選挙区	PAP 得票率	野党得票率	対立野党政党
Hong Kah	79.7%	20.3%	SDP
Julan Besar	74.5%	25.5%	SDA
Jurong	79.8%	20.2%	SDP
Tampines	73.3%	26.7%	SDA

（注）1 区 5 議席 / SDP...シンガポール民主党 / SDA...シンガポール民主同盟

（出所）ST Weekly Edition, 4 December. 2001